

令和3年6月21日



広報資料

【問い合わせ先】

- 1 事故防止対策について
第一管区海上保安本部交通部
安全対策課長 堤 憲一郎
Tel 0134-27-0118（内線 2640）
- 2 救難即応体制の強化について
第一管区海上保安本部警備救難部
救難課長 中村 学
Tel 0134-27-0118（内線 3250）

夏季におけるマリンレジャーの事故防止及び救難即応体制の強化について

～海浜死亡事故をゼロに～

例年7月～8月はマリンレジャーの事故が増加する傾向にあります。特に、長引く自粛の反動で屋外でのマリンレジャー活動がより活発になることが予想される中、道内では昨年に引き続き、一部地域の海水浴場開設の中止決定がなされており、更なる事故の増加が懸念されます。第一管区海上保安本部では、マリンレジャーの事故が増加する7月～8月を「**夏季安全推進活動期間**」とし、「遊泳者」や「釣り人」、「プレジャーボート愛好者」を主な対象として、事故防止に取り組んでいくとともに、特に事故が多発する石狩湾周辺海域において**救難即応体制を強化**します。

1 事故防止対策について

(1) 期間

令和3年7月1日（木）から同年8月31日（火）

(2) 実施機関

第一管区海上保安本部

(3) 安全指導の内容

北海道内の各地において、遊泳者、釣り人、プレジャーボート運航者等のマリンレジャー愛好者に対して、重点的に次の事項について指導します。

- ① 遊泳者に対して
 - ・ 海水浴場での遊泳の推進
 - ・ 飲酒遊泳の危険に関する周知
 - ② 釣り人に対して
 - ・ ライフジャケットの着用推進
 - ③ プレジャーボート運航者に対して
 - ・ 発航前検査と常時適切な見張りの励行
- *各種海難発生状況については、資料1参照。

(4) 安全指導の方法

- ① 関係機関と連携し、次の活動を計画しています。
 - ・ 安全啓発リーフレットを児童・生徒へ配布 [資料2、資料3]
 - ・ 海水浴場の現場確認、合同パトロール
 - ・ J R 車内・駅構内における安全啓発放送
(放送場所：J R 小樽駅 (J R 塩谷駅方面へ車両出発時)、J R 銭函駅 (車両到着時)、J R 銭函駅及び J R 朝里駅に停車する普通列車及び区間快速列車)
- ② マリンレジャー愛好者が立ち寄るマリーナや釣り具店に印刷物の配布や掲示を依頼
- ③ 海上から巡視船艇によるライトメール、船外マイク、陸上から感染防止対策を踏まえた周知活動
- ④ W E B サイトの周知・活用推進

ア 海の安全情報

海上保安庁では、海難を防止することを目的として、プレジャーボート等の小型船舶操縦者、海水浴や釣り等のマリンレジャー愛好者の方々に対して、全国各地の灯台等で観測した局地的な気象海象情報(風向、風速、気圧、波高)の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報、避難勧告等に関する緊急情報等を「海の安全情報」として提供しています。

リアルタイムに提供している気象海象の現況により、早期に気象情報を把握し、プレジャーボート等の小型船舶の緊急時トラブル対策や自船の安全確保3か条(発航前検査、常時見張りの徹底、救助支援者の確保)等海難を未然に防止できる情報が掲載されているため、海の安全情報の周知と活用推進を図ります。



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>

イ ウォーターセーフティガイド

海上保安庁では、水上オートバイやミニボート、遊泳や釣りなどのウォーターアクティビティごとに事故防止のための情報をと

りまとめた総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」を開設しています。

遊泳を安全に楽しむための注意事項や釣りに関する最低限必要な装備等掲載されていますので、同ガイドの活用推進を図り、安全啓発活動を実施します。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>



(5) 新型コロナウイルス感染症の影響について

今シーズンは昨年に引き続き、一部の地域で海水浴場の開設中止が決定されており、不開設の海水浴場における安全対策が懸念されます。

特に、次のことが懸念されます。

- ・ ライフセーバー不在による事故対応の遅延
- ・ 離岸流の監視及び発生時の周知手段の不確立
- ・ 禁止されていない区域で航行する水上オートバイと遊泳者の接触事故

これらの懸案を踏まえ、当本部では海岸管理者等の関係機関に対し事故防止対策を施すように働きかけていきます。

【事件事例】

- ・ 8月12日石狩市川下海水浴場(不開設)において、小学生2名が遊泳中に沖へ流され、帰還不能
- ・ 8月12日石狩浜海水浴場(不開設)において、18-19歳の友人5名が遊泳中に沖へ流され、帰還不能
(不開設海水浴場で発生した事故は、偶然居合わせたライフセーバーにより全員救助、人命に異常なし)

===海の事故ゼロキャンペーン===

全国各地で官民一体となって、海事関係者だけではなく広く国民に対し海難防止思想を広める本運動の趣旨を踏まえ、船舶又は事務所等への訪問による安全指導のほか、地域で行われる各種イベントや広報媒体を活用し、本運動の周知を行うものです。

なお、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大と予防のため各種イベントを中止し、SNSや各種広報媒体を活用した間接的な手法を取り入れた周知、海難防止思想の啓発を実施していきます。

1 期間

令和3年7月16日(金)から同年7月31日(土)まで

2 実施機関

「北海道地区海難防止強調運動推進連絡会議」の構成員 [資料4]

3 重点事項

- (1) 小型船舶の海難防止
- (2) 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- (3) ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- (4) ふくそう海域等の安全性の確保
(荒天時における走錨等に起因する事故の防止)

2 石狩湾救難即応体制の強化について

(1) 目的

北海道における夏季（7、8月）のマリンレジャー事故は、約7割が石狩湾周辺で発生していることから、マリンレジャー活動が最盛期を迎えるにあたり、石狩湾周辺海域に巡視船及び航空機を前進配備させ、救難即応体制を強化いたします。

この救難即応体制の強化は、平成21年から継続しており、過去5年間の出動実績は23件、救助者数は8名となっております。

(2) 強化期間

令和3年7月22日（木）から同年8月22日（日）の人出が多く見込まれる土日、休日

(3) 実施事項

上記期間中、次の陸海空において下記のとおり、事故の未然防止及び早期認知を図るとともに、事故発生時において、捜索救助活動のレスポンスタイムを短縮させることにより早期救助を図ります。

○海上勢力

- ・巡視船を石狩湾沖合に配備
- ・沖合からの海浜パトロール
- ・小型ボートに潜水士を同乗させ、海浜パトロール
- ・事故発生時、海上からの捜索救助

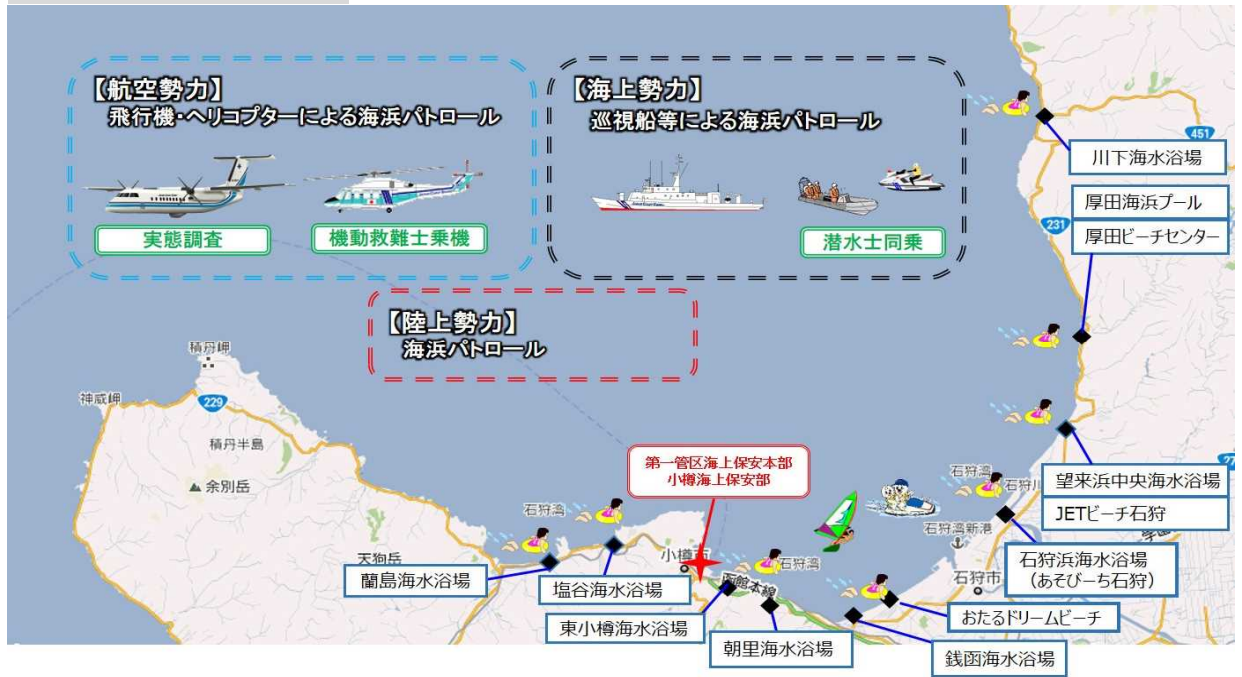
○航空勢力

- ・ヘリコプター（函館航空基地所属機、機動救難士同乗）を千歳航空基地に配備
- ・飛行機（千歳航空基地所属機）及びヘリコプターによる空からの定期的な海浜パトロール
- ・事故発生時、上空からの捜索及び機動救難士による救助

○陸上勢力

- ・石狩湾において、海浜パトロール及び海難防止指導
- ・事故発生時、陸上からの捜索救助

(4) イメージ図等



固定翼機による実態調査



ヘリコプターによる救助
(機動救難士同乗)



漂流した水上バイクの救助

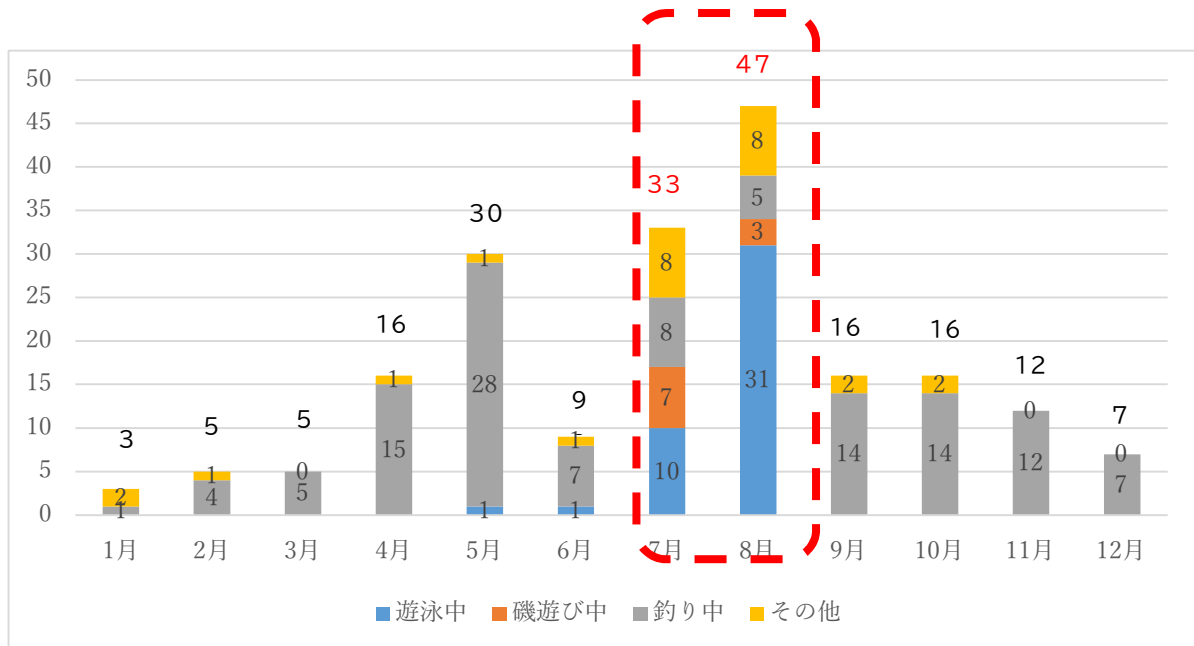


小型ボートからの海浜パトロール
(海難防止指導)

海難発生状況について

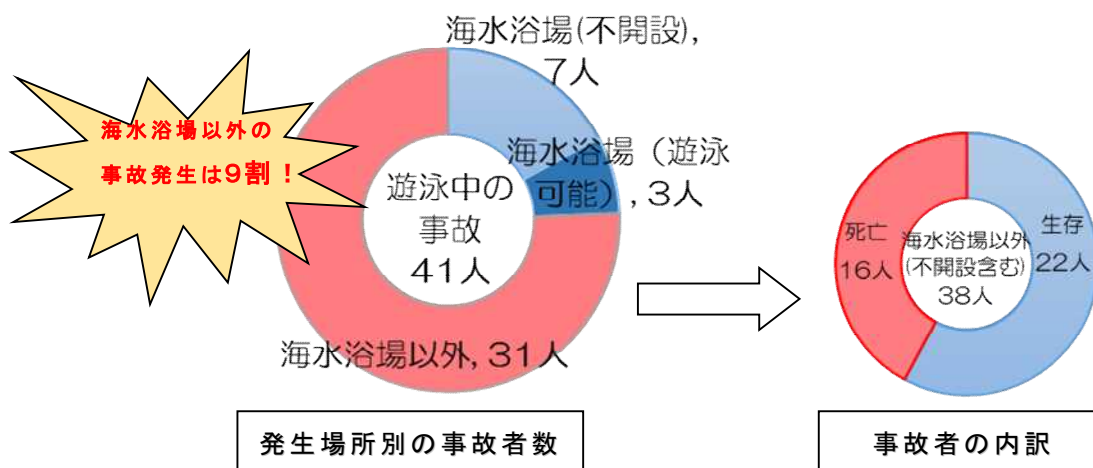
資料 1

○マリンレジャー活動中の事故（平成28年～令和2年）



マリンレジャーの事故は7月と8月の2か月間で年間の4割以上を占める
同時期の事故の半数以上が遊泳中

○遊泳中の事故（平成28年～令和2年：7,8月）



海水浴場以外(不開設海水浴場含む)の事故発生率は9割
昨年発生した遊泳中の事故14人は全て海水浴場以外で発生

遊泳中の事故発生推移（平成28年～令和2年：7,8月）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事故者	11(4)	10(2)	5(0)	1(0)	14(2)
うち死者	6(3)	7(2)	0(0)	0(0)	3(1)

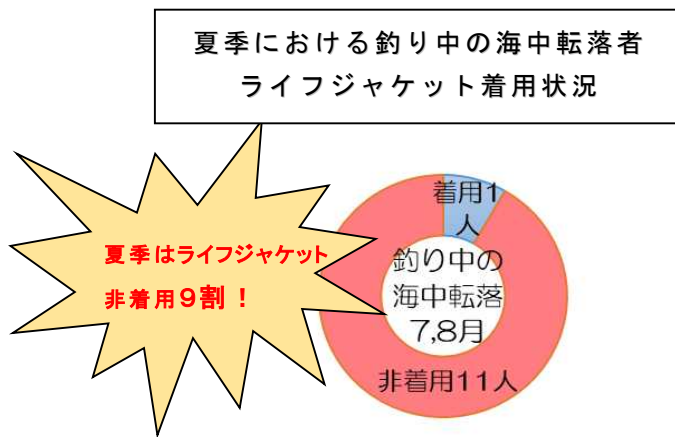
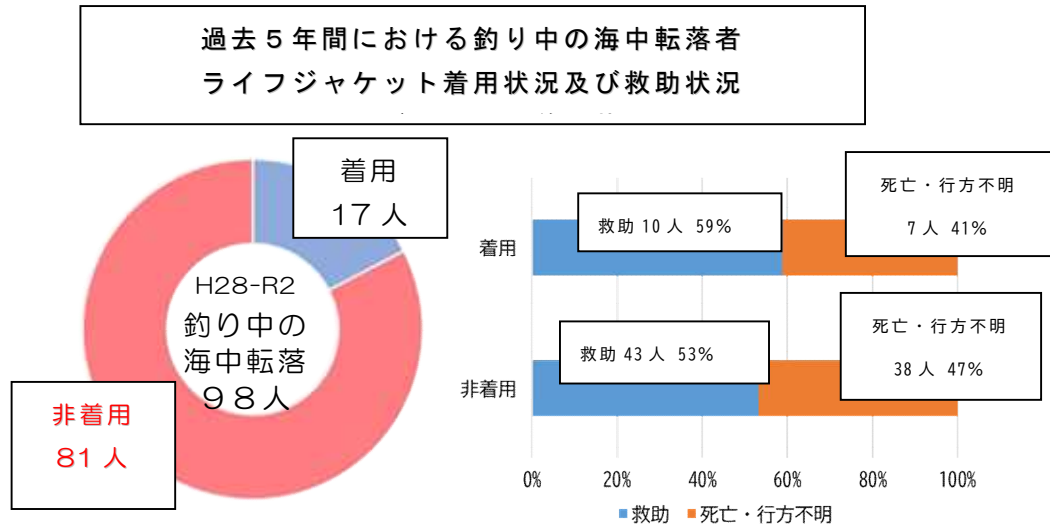
※カッコ内は飲酒による事故者数

飲酒を伴う遊泳は昨年2人発生、うち1人は死亡事故に繋がっています。
飲酒遊泳は、判断力、注意力、運動能力を低下させ、非常に危険です。

【事件事例】

8月11日 せたな町（海水浴場以外）において30代男性1名が遊泳中に溺水（死亡、飲酒有）

○釣りの海中転落事故（平成28年～令和2年7,8月）



過去5年間における釣りの海中転落事故は98人発生、釣り中の人身海難は海中転落が最も多い状況ですが、海中転落者のライフジャケット着用者は17人と低い水準です。夏季においては、ライフジャケット非着用者が9割と高い傾向にあり、非着用者11人のうち8人が死亡事故に繋がっています。ライフジャケット着用別の救助率を見ると、着用時に救助率の向上が見られることから、ライフジャケットの常時着用は有効です。

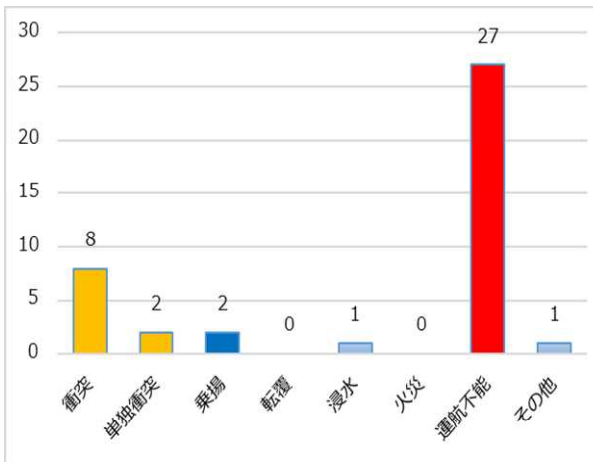
釣り中の海中転落事故発生推移（平成28年～令和2年：7,8月）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事故者	5(5)	2(1)	2(2)	0(0)	3(3)
うち死者	5(5)	1(0)	1(1)	0(0)	2(2)

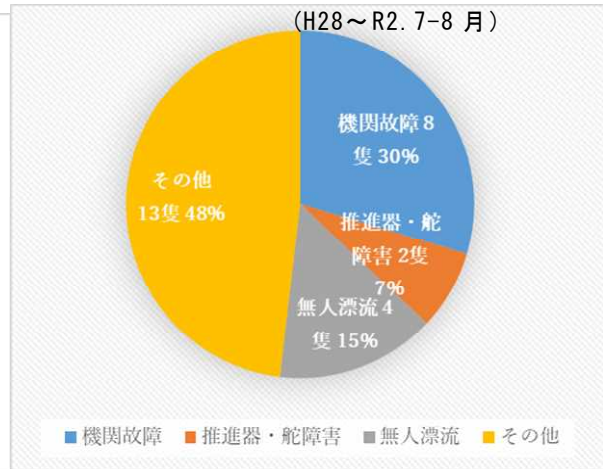
※カッコ内はライフジャケット非着用者数

○プレジャーボートの事故（平成28年～令和2年7,8月）

プレジャーボート事故種類（H28～R2.7-8月）



プレジャーボート運航不能内訳



プレジャーボート海難発生推移（平成28年～令和2年：7,8月）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事故隻数	10	2	8	16	5
うち死者	0	0	0	0	1

過去5年間の夏季におけるプレジャーボートの海難事故は41隻発生、その内訳として、運航不能が27隻（機関故障8、無人漂流4、推進器・舵障害2、その他13（バッテリー不良5、燃料欠乏3、機関取扱不注意1、その他4））と最も多く、次いで衝突・単独衝突が10隻発生、また、昨年（令和2年）の事故は5隻（衝突、乗揚、運航不能（機関故障、燃料欠乏、無人漂流））発生しております。

それぞれの主な事故原因として、運航不能は、人為的な要因が多く、機関の整備不良やバッテリーの未点検、燃料タンク残量の未確認等発航前検査の未実施、衝突は、不十分な見張りにより相手船の発見が遅れたことがあげられます。

これらプレジャーボートで多く発生している運航不能（機関故障、燃料欠乏、バッテリー不良等）は、適切な発航前検査や整備業者による定期的な点検整備の実施により、また、衝突は、常時適切な見張りの励行により、相手船の動静を早期に把握し、適切な操船を行うことで防止することが可能です。

【事件事例】

8月18日余市海岸で航走中の水上オートバイが消波ブロックに単独衝突し操船者が海に投げ出され死亡

マリシヤ

遊泳事故

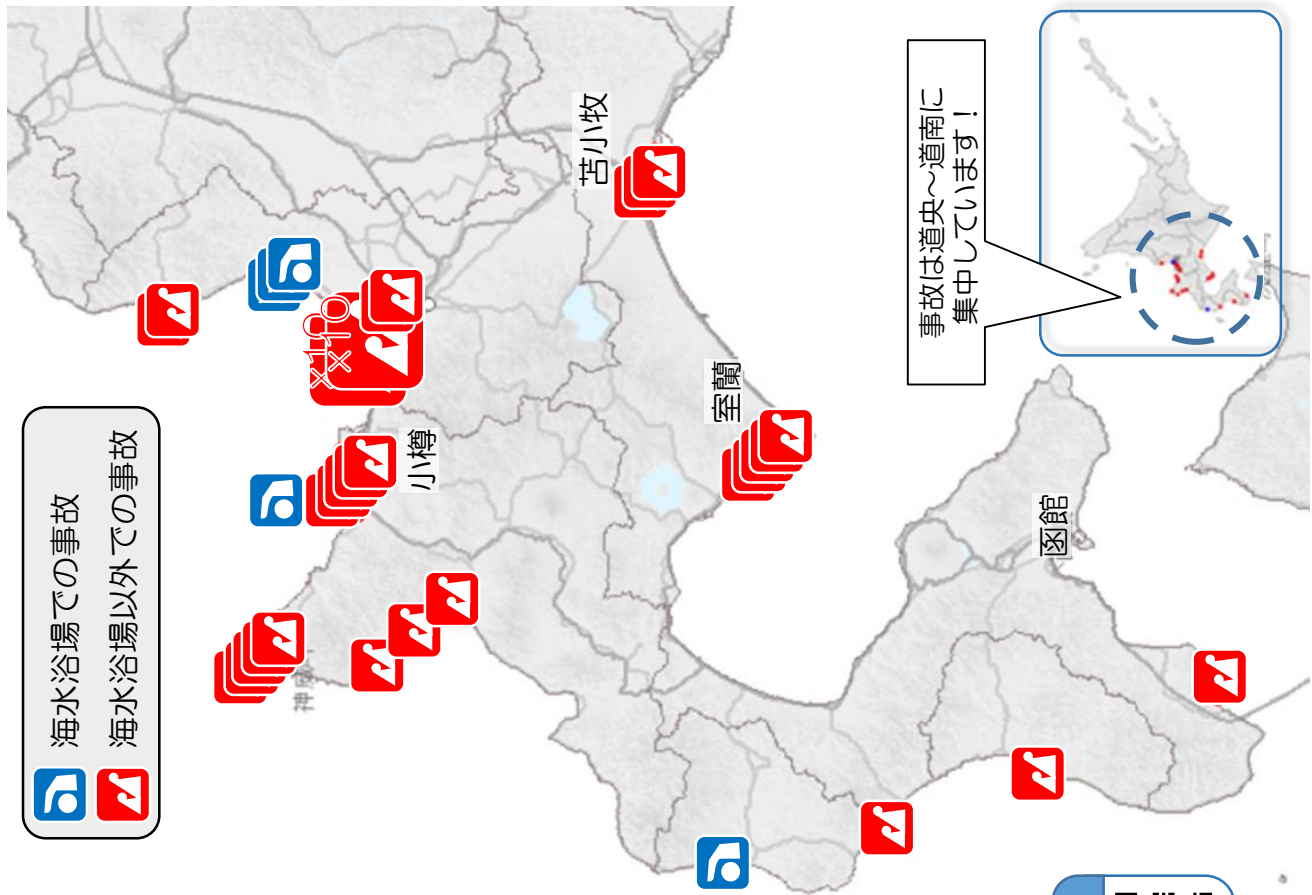
ハザードマップ

平成28年から令和2年
遊泳中の事故 & 遊具での漂流等

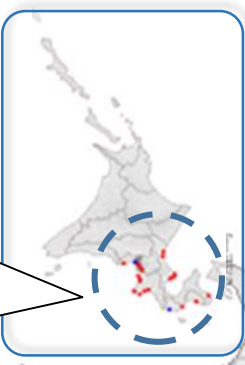


遊泳は開設している 海水浴場で!

海水浴場での事故
海水浴場以外での事故



事故は道央～道南に
集中しています!



● 海水浴場一覧はこちら

北海道 海水浴場情報
危機対策課・スポーツ振興課

● 海の安全情報はこちら

海上保安庁ウォーターセーフティガイド
Water Safety Guide
海上保安庁

海上保安庁・北海道

資料作成：第一管区海上保安本部交通部安全対策課

うみ め み なが ふか きけん
海には目に見えない「流れ」や「深み」があり、とても危険です！



おき
沖

離岸流（りがりりゅう）



うみ いろ
海に色をつけて
み
見やすくしていま
す。

かいがん
海岸

ながされちゃうよー！

⊘ あぶないポイント その1 『離岸流』

うえ しゃしん やじるし かいがん おき む なが りがりりゅう
上の写真の矢印のように、海岸から沖に向かう流れを「離岸流」と
いいます。目に見えないとても速い流れで、あっという間に遠くに
なが
流されてしまいます。

⊘ あぶないポイント その2 『見えないから分からない』

うみ なか ふか あし
海の中は、とつぜん深くなって 足がつかなくなったりします。
ほかにも、とつぜん大きな波が押しよせてくるなど、目に見えない
危険がいっぱいあります。

うみ あんぜん たの よ
海で安全に楽しむためには どうしたら良いのかな？

- ⊘ 海で泳ぐときは、監視員さんがいる『海水浴場』で泳ぎましょう。
- ⊘ 一人で海に入らないで、大人と一緒にいきましょう。
- ⊘ 波が高いときや、ぐあいが悪いときは泳ぐのをやめましょう。

●海の安全情報はこちら

海上保安庁ウォーターセーフティガイド

Water Safety Guide

海上保安庁



●海水浴場一覧はこちら



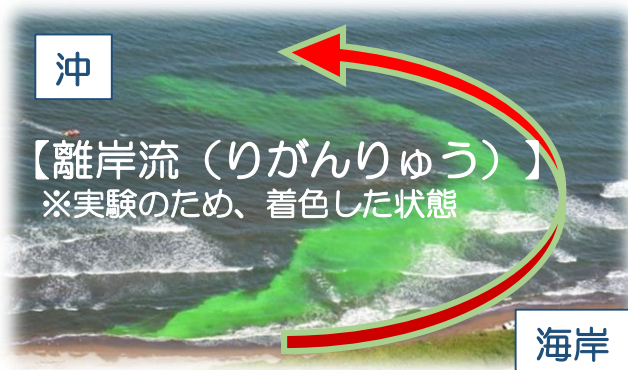
北海道

海水浴場情報

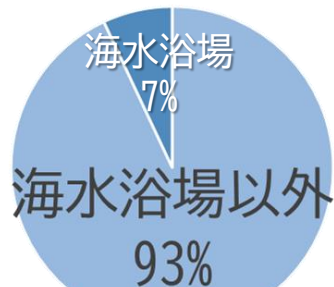
危機対策課・スポーツ振興課



目に見えない危険を知り、安全な場所を選びましょう！



遊泳中の事故割合
(北海道内、場所別)



❌ 離岸流、突発的な大波

海には、場所によって海岸から沖に向かう目に見えないとても速い流れ（離岸流）があり、これに巻き込まれると、一気に沖へと流されてしまいます。

万が一、突然沖合まで流されたとか、いくら泳いでも陸岸に近づけないなど感じたときは、離岸流に巻き込まれている可能性があるため、まずは岸と平行に泳ぎ、沖に向かう流れから抜け出すようにしましょう。

また、一見穏やかに見える海も、突然大きな波が発生することがあるので注意しましょう。

❌ 深みの存在

海の中の地形は一定ではなく、突然深くなる場所があります。また、海流などの影響で海の深さは容易に変わり、以前は浅かった場所でもある日突然深くなっている場合があります。

❌ 海水浴場以外の場所

海水浴場以外の海では、水上オートバイやボートなどの船舶が航行しており、接触の危険があるほか、監視員やライフセイバーがいないため、万が一事故にあったとしても気づかれず、すぐに助けてもらえません。

遊泳は、万が一のときの救助体制が整っている海水浴場を利用しましょう。

海を知り、無理をせず、安全に楽しみましょう。

海水浴場の開設情報は、北海道庁ホームページにて公開されています。

●海の安全情報はこちら

海上保安庁ウォーターセーフティガイド

Water Safety Guide

海上保安庁



●海水浴場一覧はこちら



北海道

海水浴場情報

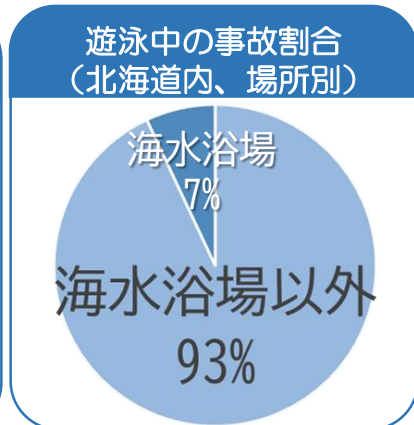
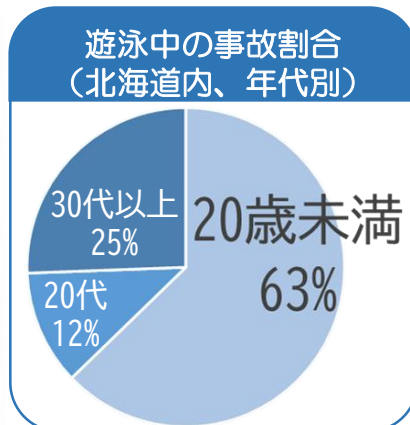
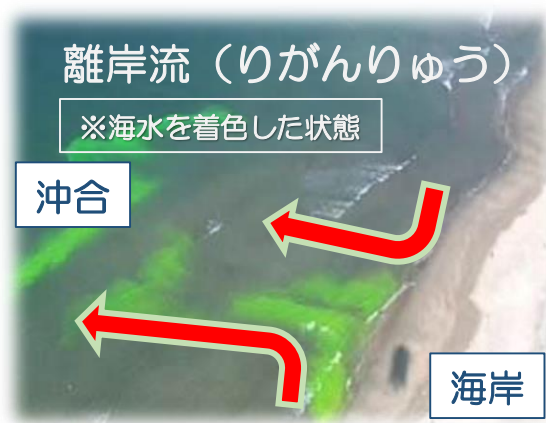
危機対策課・スポーツ振興課



海で安全に楽しむために

北海道では、過去5年に43名の方々が遊泳中に事故に遭っており、その約6割が20歳未満の子供たちです。

海には「危険な流れ（離岸流）」や「深み」など、目で確認することが出来ない危険があります。海水浴など、海辺で活動する場合は**お子様から目を離さず**、万が一に備えて監視員やライフセーバーが常駐する「海水浴場」を利用し、安全に十分配慮してください。



中・高生の保護者の皆様へ

お子様が友人同士で海水浴へ出掛ける場合などには、保護者の方から以下の指導をお願いします。

●遊泳は、海水浴場を利用すること

海水浴場以外では…

- ・監視・救助体制が整っていない。
- ・水上オートバイ、ボートなどが航行している。

●風や波が強いときや、体調が悪いときは海に入らない！

海水浴場の開設情報は、北海道庁ホームページにて公開されています。

●海の安全情報はこちら

海上保安庁ウォーターセーフティガイド

Water Safety Guide

海上保安庁



●海水浴場一覧はこちら



北海道

海水浴場情報

危機対策課・スポーツ振興課



北海道地区海難防止強調運動推進連絡会議
構成員一覧（順不同）

北海道運輸局

第一管区海上保安本部

札幌管区气象台

函館地方海難審判所

運輸安全委員会事務局函館事務所

北海道総合通信局

北海道

札幌市

公益社団法人 北海道海難防止・水難救済センター

北海道船主協会連合会

一般社団法人 全国船舶無線協会北海道支部

北海道機船漁業協同組合連合会

NPO法人 パーソナルウォータークラフト安全協会北海道地方本部

日本ライフセービング協会北海道支部

北海道スキューバダイビング安全対策連絡協議会

全日本海員組合北海道地方支部

北海道漁業協同組合連合会

北海道旅客船協会

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会北海道事務所

公益社団法人 北海道海事広報協会

公益社団法人 日本海洋少年団連盟北海道地区連盟

日本小型船舶検査機構札幌支部

一般社団法人 日本マリン事業協会北海道支部

北海道漁業無線連合会

北海道船用工業会

公益財団法人 海上保安協会北海道地方本部

海の安全情報

海上保安庁では、全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、海上工事の状況などの「海の安全情報」を提供しています。
「海の安全情報」は、パソコンやスマートフォンなどで誰でも簡単に利用することができます。

スマートフォン用サイトの表示
スマートフォンなどのGPSの位置情報により、所在地周辺の気象・海象の現況、緊急情報などを地図画面上に表示することで、簡単に必要な情報を利用することができます。



※イメージ図です

- 気象現況**
 - 気象現況のアイコンをタップすると「風向、風速など」の数値などが確認できます。
- 海域情報**
 - 海域の図形をタップすると船舶事故が多発する海域などの情報が確認できます。
- 現在地の座標**
 - 現在地の緯度・経度を表示します。

- 海難防止に係る安全啓発情報などの表示**
 - 全国的に共通する情報や海上保安部等が提供する情報（地域情報）が確認できます。
- 緊急情報**
 - 緊急情報のアイコンをタップすると航行船舶に影響のある緊急情報が確認できます。
- 気象警報・注意報など**
 - 気象警報、注意報などのアイコンをタップすると気象庁が発表する気象警報・注意報などを確認できます。

パソコン用サイト

スマートフォン用サイト

携帯電話用サイト

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、簡単にアクセスできます。

緊急情報配信サービス
24時間体制で海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報などを電子メールで配信します。

Water Safety Guide

ウォーターアクティビティ(海辺でのレジャー活動)を安全に無事故で楽しむための総合情報サイト

小型船舶の船長が遵守しなければならない事項

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボート、その他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔いなど操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- 発航前の検査
- ライフジャケットの着用
- 見張りの実施
- 危険操縦の禁止
- 事故時の人命救助

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務となりました！

海の安全ZEROキャンペーン

2021 7/16 ▶ 31

海難ゼロへの願い

- 主 催 / (公社)日本海難防止協会 (公財)海上保安協会
海上保安庁 水産庁 国土交通省 海難審判所
- 後 援 / 経済省 国土交通省 水産庁 消防庁 気象庁 運輸安全委員会 (公財)日本海事センター